

番 号 : 140198

国 名 : フィリピン

担当部署 : 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第一課

案件名 : 海上法執行実務能力強化プロジェクト (海事人材育成 (訓練サイクル形成支援))

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 海事人材育成 (訓練サイクル形成支援)

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2014年5月下旬から2016年3月中旬まで

(2) 業務M/M : 国内 0.40M/M、現地 7.23M/M、合計 7.63M/M

(3) 業務日数 :

派遣国	期間 (日数)			
	準備期間	第1次派遣	第2次派遣	第3次派遣
フィリピン国	3	35	35	35
	国内作業	第4次派遣	第5次派遣	第6次派遣
	2	28	28	28
	第7次派遣	整理期間		
	28	3		

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 5月8日(12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等 :

①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 16点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 8点

(計100点)

類似業務	海事教育・船艇運航・船員育成いずれかに係る研修
------	-------------------------

	業務
対象国／類似地域	フィリピン／全世界（本邦含む。）
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

フィリピンは7,000を超える島々と世界第5位(3.5万平方km)の海岸線を有する島嶼国家であり、海上輸送は同国の経済・社会発展にとって大きな役割を担っている。他方、フィリピン政府の海上ハイウェイ構想（島々を通る道路とRoRo船の航路を接続した旅客・貨物の輸送経路の整備）による島嶼間の旅客・貨物輸送の増加や、船舶の老朽化や過剰積載等の不適切な運航、さらに近年増加する自然災害の影響等により海難事故のリスクが高まっており、事故発生件数は増加傾向にある。また近年、人や物の輸送の活発化に伴い海上犯罪のリスクも増加しており、密輸、密漁、銃器不法所持、テロ等の脅威に対処するための取締り強化が重要な課題の一つとなっている。

1998年に海軍から独立し、運輸通信省に移管されたフィリピン沿岸警備隊（PCG）はこれら課題への取り組みを任務とする政府機関であるが、海上における実践的な法執行能力は依然として不十分な状態にあり、海上における訓練体制を整備することが不可欠となっている。このような中、フィリピン政府の要請に基づき、PCGの海上訓練体制の強化を目的とした「海上法執行実務能力向上プロジェクト」が2013年3月から開始された。

PCGの現状については、予算や船艇の不足といった慢性的かつ構造的な問題はあるものの、海上における実践的な訓練を重ねることで、不測の事態にも対応できる海上法執行実務能力を自ら向上させていく持続的な発展可能性は十分に有していると見ることができる。したがって、本プロジェクトにおいては、複雑で様々な想定を複合させた実践的で規模の大きい海上訓練（Integrated Sea-bone Training：IST）を柱として活動していくことが、2013年11月5日の第1回JCC（Joint Coordinating Committee）Meetingにおいて合意された。

この海上訓練は、現在のところ、1回の訓練期間を4～5日間程度、年4回程度の実施を予定している。特徴は、訓練の企画（Plan）、実施（Do）、評価（Assess）を全てPCGとともに行うことにあり、当初は専門家が訓練案を示したり議論をリードしたりするものの、徐々にその割合をPCG側にシフトさせ、最終的にはPCGがこれら「Plan, Do, Assess」のサイクル全てを主体的に行うことを目指している。PCGの企画・運営・評価能力の向上と、それらの結果を次の海上訓練に繋げていく応用能力の向上が、持続的で発展可能な海上法執行実務能力の向上には必要不可欠であり、海上訓練の実施に当たってこのようなプロセスを重視する理由もそこにある。

上記のような海上訓練を実施する上で求められるのは、「①海上法執行や巡視船艇運用などに関する専門的な知識と技能を有する専門家」と、「②人材育成や教育という観点から、議論を喚起し、アイデアを引き出し、さらにはPCGが主体的にそれらをまとめ上げられるように支援する知識と技能を持った専門家」である。前者を海上保安庁から派遣された専門家が担い、後者を本公示で募集する専門家が担うものである。

7. 業務の内容

本プロジェクト長期専門家及び海上保安庁から別途派遣される短期専門家（採証、追跡・捕捉、立入検査、機材取扱等。ただし、全ての訓練時に派遣されるとは限らない。以後「長期専門家等」とする。）と協力して、PCGのカウンターパート（以後、「C/P」という）とともに実施するISTの企画、実施、評価を支援する。

具体的な業務内容は以下のとおりである。

- (1) 国内準備期間（2014年5月下旬）
 - ①プロジェクト関係資料（PDM、短期専門家報告書等）を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況を把握する。
 - ②JICA経済基盤開発部等と打合せを行い、現地活動の内容を確認する。

(2) 現地派遣期間 (2014年6月上旬～2016年2月上旬までの計7回)

- ① 現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン (英文) に取りまとめ、C/P及び長期専門家等と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 以下のア)～エ)を1サイクルとし、現地派遣ごとに企画、実施、評価を長期専門家等及びC/Pとともに実施する。
 - ア) 長期専門家等と連携・協力しつつ、C/Pとともに海上訓練の企画を行う。(第1次派遣～第3次派遣までは企画に3週間程度、第4次派遣～第7次派遣までは企画に2週間程度をかける想定である。)
 - イ) ア)で企画した海上訓練に、長期専門家等とともに立ち会い、訓練実施状況を把握するとともに、適宜助言を行う。また、訓練を評価する上で必要となる情報を収集する。(訓練自体は4日間～5日間程度を想定している。)
 - ウ) 長期専門家等と連携・協力しつつ、C/Pとともに、イ)で収集した情報を基にした同訓練の評価を行う。同訓練における課題を抽出するとともに、今後の教訓を明確にし、次の訓練に確実に活かしていくことに留意する。
 - エ) 現地業務結果報告書 (英文) を作成し、監督職員に提出する (メールでの送付可)。

なお、サイクルを重ねるにつれてC/Pの主体性を向上させることを念頭において企画、実施、評価のプロセスを進めること。主体性を向上させていく過程としては、第1次～第3次派遣時は訓練案提案等を日本側専門家が行いつつ訓練を実施、第4次～第6次派遣時は訓練案等のアイデア出しをC/P側が行いつつ訓練を実施し、第7次派遣時にはC/Pが主体的に企画、実施、評価のプロセスを実施できるようになることを想定する。
最終的にPCGに適した短期の沿岸訓練 (4日間～5日間等短期間かつ沿岸域を訓練海域としつつも、想定やシナリオを工夫することにより様々な実践的かつ複合的な訓練を実施することを言う。) に関する手法を確立することを目的とする。

- ③ 各現地派遣時には、一連の活動を行う中でC/Pが行う基礎的訓練マニュアルの作成を補助する。各回の訓練にて新たに加わる訓練想定やシナリオを派遣ごとに追加していく。

(3) 国内作業期間 (2015年3月頃)

- ① 第3次派遣終了後、それまでに作成した現地業務結果報告書を基に、第3次派遣までの活動を監督職員に報告するとともに、第4次派遣以降の活動方針を協議し、必要に応じてワークプランの修正を行う。

(4) 帰国後整理期間 (2016年2月頃)

- ① 専門家業務完了報告書 (和文、英文) を作成し、監督職員に報告する。(2) ③に記載されているPCGに適した短期の沿岸訓練に関する手法についても、同報告書に記載する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン (英文4部: 監督職員、プロジェクト、JICAフィリピン事務所、PCG)
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。第1次現地派遣時に作成する。
- (2) 現地業務結果報告書 (英文4部: 監督職員、プロジェクト、JICAフィリピン事務所、PCG)
記載項目は以下のとおり。現地派遣ごとに作成する。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書 (和文3部、英文4部)
記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的内容

- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④プロジェクト実施上での残された課題
- ⑤その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上すること）。

航空経路は、成田（日本）⇒マニラ（フィリピン）⇒成田（日本）を標準とする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

各現地派遣の見込み時期は下記のとおり。ただし、プロジェクト活動の進捗状況等によって、変更となる場合がある。

第1次派遣：2014年6月上旬～7月上旬、第2次派遣：2014年8月下旬～9月下旬、

第3次派遣：2015年1月上旬～2月上旬、第4次派遣：2015年5月上旬～6月上旬、

第5次派遣：2015年6月下旬～7月下旬、第6次派遣：2015年9月上旬～10月上旬、

第7次派遣：2016年1月上旬～2月上旬

②現地での業務体制

本業務に係るプロジェクトの専門家の構成は、以下のとおり（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・海上法執行（海上保安庁からの長期派遣専門家）

- ・業務調整（長期派遣専門家）

- ・その他、海上保安庁からの短期専門家が派遣される場合がある。

③便宜供与内容

プロジェクトによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトが必要に応じアレンジ

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料は当機構経済基盤開発部運輸交通・情報通信第一課（TEL:03-5226-8142）に連絡の上、データで入手できます。

- ・短期専門家業務完了報告書（抜粋）

②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

・プロジェクト基本情報（ナレッジサイト）

(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/7FCACB383C246BA249257AD90079DCB1?OpenDocument&pv=VW02040102>)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本業務においては、年度を跨がる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨がる現地作業及び国内作業を継続して実施することが出来ます。経費の支出についても、会計年度ごとの精算は必要ありません。

以上